バザールネット ご利用規約

１．原則

①バザールネット（以下、本サービス）は、「IAA 大阪オークション規定」に則り、運営される。
ただし、以下に記す各条項については、本規約の内容を優先することとする。

４．出品・搬入・搬出

⑤落札車の搬出期限は、バザールネット事務局搬入連絡日の３日後の正午までとする。
搬出が遅れ、バザールネット事務局搬入連絡日より、７日を超えた場合、
10,285 円（消費税込）のペナルティを徴収する。
※搬出時間は、IAA 事務局及びバザールネット事務局営業日の９：３０～１８：００とする。
※搬出期限を超過した車両につきバザールネット事務局及び IAA は場内事故・盗難等につき免責とする。

⑥但し、出品店・落札店双方了承の上、修理が発生した場合、それに要する日数は、
上記搬入遅延ペナルティは加算しないものとする。

６．その他詳細規約

①クレーム期限は、バザールネット事務局搬入連絡日の５日後１７時までとする。
※但し、バザールネット事務局搬入連絡日より３日後以内（搬出期限）に事前クレーム延長申請受付分に限り、車輌到着日翌日まで受付けます。（最長、バザールネット事務局搬入連絡日より１０日以内）

③出品車に訂正事項が発生した場合、本サービスへ出品できません。
※出品中の場合は、出品店責任において在庫取り消しを行なうこと。

④検査付車両の自動車税は、原則として、成約日の直前の IAA オークション開催日を基準日とし、その基準日が属する月分までを出品店負担とします。

⑤検査付車両の名義変更期限は、出品票に名変期限を記入していないものについては、落札日の翌月末、名変期限を記入しているものについては、その期限内とします。
落札車の名義変更が遅れた場合、遅延ペナルティとして２万円（税込）を徴収します。

⑥書類の期限を切らして差し替えをする場合は、名義変更期限の出品票記載の有無にかかわらず、ペナルティとして３万円（税込）を徴収します。
※ユーザー名義で実費が３万円（税込）以上かかる場合は、IAA（バザールネット事務局）の判断により、その要した実費とします。

⑦保証書、取扱説明書、付属品等については、落札金額１０万円（税別）以下についてはノークレームとさせていただきます。また、保証書の有無に関するクレームは、落札金額２０万円（税別）以下キャンセル不可とします。

⑧走行距離規定を設けます

バザールネット敷地内へ到着時の距離が、出品票の距離を大幅に上回った場合、下表の通り、クレーム対象となります。

	出品票距離	超過距離	クレーム処理基準
普通車	50km 未満の時は	20km	を超えていた場合、 ※キャンセル可、 値引きは 100km 単位で 5,000 円
	50km～100km 未満の時は	50km	
	100km～10,000km 未満の時は	300km	
	10,000km 以上の時は	1,000km	
トラック	距離問わず	1,000km	を超えていた場合、 値引き、1,000km 単位で 10,000 円 ※但し、3,000km を超えた場合は、キャンセル可。

⑨車検満了日が査定日から３ヶ月未満の車輌は抹消出品とします。（出張査定分のみ）

※成約時、バザールネットヤードへプレート付で搬入された場合は、料金着払いで返送させて頂きます。

⑩出張査定で不動車は出品不可。

⑪メーター管理システムでのチェックは毎週水曜日のみです。

※走行距離の異常が出た場合は直ちに車輌を削除してください。

※文中の「日数」は、IAA 事務局及びバザールネット事務局休業日を除くものとする。
また、１７：００を超えた場合は翌日として日数を算定する。

※本サービスでの日時は、本サービスで運営するシステム日時を利用するものとする。

平成 21 年 11 月 1 日制定

ＩＡＡオークション規定

参　加　規　定

この規定は古物営業法等、監督官庁、並びに業界指導団体等の施策と指導をもとに、会場名IAA大阪（以下IAAという）が開催するオートオークションの運営基準と参加者の遵守義務を定めたものです。なお、この規定における金額表示については、消費税別の表示の無いものはすべて消費税込みとします。

第７条（コンピューター等設備の事故）
コンピューター及び設備等の不測の事故によりオークションが運営できないときは、IAAの裁定に従っていただきます。

第10条（義務）
オークションにおける出品・成約・落札等すべての取引はコンピューターシステムで処理され、参加者はこのシステムによる取引結果を遵守しなければならないものとします。

第11条（禁止行為）
次の行為を禁止します。また、場合によりIAAの判断によりペナルティを科すこともあります。

１．名義貸しによる出品・落札、メンバーズカード・ＩＤカードの貸与、ポス端末機の代行操作等の行為。
２．一般消費者（ユーザー）及びIAAが認めた方以外をIAA会場内に同伴する行為。
３．セリ前、及びセリ後の直接商談。
４．IAA会場内での放歌高吟、暴言暴行等、会場の秩序を乱す行為、並びに品位を損なう行為。
５．事務所カウンター内、調整室等への立ち入り。
６．「出品車」を出品店自らセリ参加する行為。または、それに類似する行為。
７．落札車輌及び名義変更書類等に対する名義人への直接の問い合わせ。
（ペナルティは｛５万円＋IAAが認めた実費｝とします。）
８．所定の場所以外に出品車や自家用車を駐車すること。
９．オークション参加にあたり、知り得た個人情報をIAAの許可なく使用すること。
10．その他、法令、及び規則等に違反する行為をすること。

第12条（損害等）
オークション開催中にやむを得ぬ事情によりセリ不能となったとき、参加者に取引上の損害があってもIAAは損害賠償の責任を有しないものとします。また、天災（地震・台風・水害・

雹・落雷等）による不測の諸事情による出品車の損害について管理責任は免責とします。当該出品車のセリが終了している場合の所有権は、セリ結果に準ずるものとします。

取　引　規　定

第４条（消費税）

１．成約・落札車輌代金、諸手数料等には法で定められた消費税を申し受けます。
２．セリ価格表示盤に表示される車輌価格には消費税は含みません。
３．その他、計算書・請求書には消費税を明記します。
４．福祉車輌の消費税の取扱は IAA 判断に従っていただきます。

トヨタのウェルキャブシリーズ、ニッサンのアンシャンテシリーズ等の福祉目的車輌については、身体障害者の使用もしくは、輸送目的に製造された車輌であり、厚生労働大臣が指定する改造内容「（例）電動式車イス乗降装置及び、車イス固定装置等の機能を有する・・・」で装置が正常に作動するものであれば、販売・譲渡・貸渡しに限らず、消費税は非課税となります。

しかしながら、新車と違い中古車の場合、上記目的に製造された車輌であっても装置の有無、正常に作動するか等、課税対象か非課税対象かの判別がつきにくく、（特に一般ユーザーへの小売ではなく、オークション等の流通過程においてはそこまでの検査を行う事ができない為）IAA としては、落札店より一律消費税を預かり、出品店へお支払いすることとします。

落札店におかれましては、販売時において非課税対象車輌と判定され、販売先から消費税を預かることができなかった場合でも、IAA としましては、非課税扱いへの再精算には、応じかねますので、御了承いただきますよう重ねてお願いします。

なお、仕入れ時と販売時における消費税の差額（課税・非課税等）に関しては、年末もしくは年度末の消費税の納付申告時において精算手続きをとっていただきますようお願いします。

第５条（自動車税）

６．出品店は成約時に自動車税を完納していない場合、名変コピー確認後、返金した自動車税を速やかに納付し、落札店で継続検査が受けられる状態にしておいて下さい。なお、３月開催分の成約車で３月中に名変が完了した車輌以外の新年度の自動車税は、出品店において納付していただきます。

第６条（セリ）

セリは IAA 独自の運営方法で行うものとします。

第７条（セリ価格調整）

原則として立会い調整とします。

１．オークション当日に不在の場合は代行価格調整ができます。（その場合、設定価格の１万 3,000 円下より売り切る場合があります。）

２．１．において指示された調整価格は当日限り有効とし、流札後の再出品の場合は再度、調整価格を申告していただきます。

第８条（コンダクター権限）　「価格調整権限」「再セリ」

３．「出品票の調整価格または IAA に売り切り価格を指示された」場合、申告された金額以上で売り切ることとしますが、コンダクターの判断により１万 3,000 円下より売り切る場合があります。

４．出品店の立合調整がない場合、調整人は希望価格に対して「３万 3,000 円」の調整権限を有するものとします。

※下記の再セリは一切行いません。

・ノーコール（応札のない場合）車輌の再セリ
・スタート価格以下での再セリ
・最終応札価格より上での再セリ

また、再セリを行った場合は、最終応札価格のワンプッシュ下よりの売り切りスタートとなります。

第９条（商談コーナー）

流札車輌の購入を希望する会員は、商談コーナー横のサービス端末機にて受付を行ないます。外部端末での参加の会員は、所定の用紙にてファクシミリによる受付とします。指定された用紙に購入先が先に個人名でサインし、出品店が個人名でサインをした時点で成約とします。ノーサインでも購入店の希望価格、あるいは商談受付価格で出品店が同意した場合は、その時点で成約となります。（商談受付後３０分以内）

出品店が流れ状態での出庫票を発行済みの場合は、商談成約時に提出すること。

なお、商談コーナーにおいては、次のことを遵守すること。

１．商談は最終応札価格の２万円以上より受け付けます。
ただし、最終応札価格が２０万円以下の場合は１万円以上より受け付けます。

２．商談、出品店変更、落札店変更、ペナルティキャンセル、当日の抹消依頼等、受付時には、ＩＤカードを提示し、会員番号、出品番号を申し出ること。
（電話による受付はいたしません。）

３．当該車輌セリ終了後５分以内は、応札順位を優先とします。

４．商談受付後、３０分以内に成立しない場合、あるいは不在の場合は流札とします。

５．流れ車の最終応札価格・成約価格・商談の有無の問合せは、下見検索システム等を利用すること。電話によるお問い合わせにはお答えできません。

６．落札店変更、ペナルティキャンセル等で出庫票を発行済みの場合は、必ず出庫票を持参の上、申し出て下さい。

７．外部応札での落札店の変更は同一端末間のみとします。

８．オークション終了をもって商談受付を終了とします。

９．以下の商談は原則として受け付けません。
・電話連絡による商談
・セリ中、すでに出庫されている車の商談
・キャンセル車の商談
10. 出品店、購入店とも商談保留時間は、連絡後最大３０分とします。
・出品店は商談申込の連絡を受けた時間から３０分以内に最終価格の提示をしない時は、出品店からの商談流れとし、以後の商談も受付しないものとします。
・購入店に最終価格の提示後３０分を超えた時点で、当該商談は流れとなり後順位の申込店へ商談をすすめます。
11. 商談落札車の当日ペナルティキャンセル（買い間違い等）は、受け付けません。

第 10 条（当日ペナルティキャンセル）
１．当日ペナルティキャンセルの受付時間は落札店・出品店の一方からの申告により当該出品車セリより２時間以内、オークション終了後は最長１時間以内とします。
２．ペナルティとして申告者より７万円徴収し、相手方に５万円支払うとともに　IAA は手数料として２万円を申し受けます。
ただし、落札金額５００万円以上の車輌の場合は、申告者より１２万円徴収し、相手方に１０万円支払います。

出　品　規　定

第１条（出品の制限）
IAA はオークションの運営を円滑に行うために必要がある場合、出品車を制限することがあります。

第２条（出品条件）
出品店及び出品車は、次の諸条件を満たすことにより出品できるものとします。
１．IAA と参加契約がむすばれていること。
２．出品制限車でないこと。（出品規定第４条　出品制限車）
３．譲渡書類が完備し、書類名義変更規定を充足すること。
４．IAA の検査を受けること。（検査規定第３条　IAA による検査）
５．車検の有効期限がオークション開催日当日までの車輌は検査付で出品できます。
６．自走可能であること。（現状車扱いを除く）
７．リモコンスイッチ、保証書等、簡単に持ち出しできるものは出品店で保管し、成約後 IAA に提出すること。車輌積込のまま落札店到着時に紛失している場合は出品店の責任とします。
８．部品後日渡しは、出品店が IAA に送り先を確認後、１週間以内に送料を出品店負担にて直送すること。（IAA では中継しません。又、着払いを条件に記載されても無効です。）
９．出品車に出品票が積み込まれていない車輌は出品できません。
10．８ナンバー登録車は、検査証のコピーをフロントガラスに貼付すること。
（その際には所有者・使用者等の個人情報は消していただいても結構です。）
11．リユースコーナー、現状車コーナーについては別表Ⅳまたは Ⅵを参照のこと。

第３条（出品店義務）
出品店は、次の事項を義務としていただきます。
１．出品票はセリ市場における契約書とみなしますので、明確かつ慎重に記入すること。
２．出品店は出品車輌の検査を行い、エンドユーザーの立場に立って、その仕様、品質、不具合、欠品、程度等を誠実に申告すること。
（出品車の不具合箇所があるにもかかわらず故意に申告しなかった場合、IAA は出品店に対して、参加制限、参加停止、参加契約の解約などのペナルティを科す場合があります。）
３．出品店は出品票に車名・年式・形状・グレード・装備等の基本事項を必ず記入すること。
４．IAA の検査結果については、出品店が責任を負うものとします。
５．検査切れの出品車は出品店側で IAA 搬入前にプレート切りを厳守すること。
（場内でのプレート切りは禁止です。）
６．オークション当日に限り、開催日の翌々月までの検査期限の車輌について、落札店より抹消の依頼が出た場合、出品店は IAA にナンバープレート外しを依頼し、プレートを受

け取った後に抹消登録を完了して書類を提出すること。（当日抹消依頼）
７．出品店義務違反の罰則は、次の通りとします。
・ガス欠　1,000 円(消費税別、４リットル)
（ただし、落札車輌搬出時のガス欠は落札店負担とします。）
８．テレビ・ナビ・リモコン・保証書等、簡単に持ち出しできるものは出品店で保管し、成約後、IAA に提出することとします。
(車内積込のままでの盗難等に関しては出品店責任となります。)
９．成約書類、及び付属品等の送付に関して、書留・配達記録・宅配便等の配達時に受領した記録の残るもので送付願います。上記以外で万一紛失した際は、出品店の責任とし、IAA では責任を負いかねます。
10. 落札店からクレーム、及びトラブルにかかわる申告があった際は、IAA の調停に協力し、調停が難航した場合は IAA の裁定に従うこと。
11. 出品店は個人情報保護法による名義人の個人情報保護につとめること。
（成約書類に関する個人情報を IAA に提出することを、情報取得時に名義人に説明した上で、提出願います。）

第４条（出品制限車）
１．盗難車・接合車（通称ニコイチ）・車体ナンバー改ざん車・差押え車・抵当権付車・現営業ナンバー車等。
２．軽自動車を除く、検査付車輌のナンバープレートの欠品車および封印の欠品車。
（いわゆる名変中プレート後日、封印欠での出品）
３．エンジン、ミッション、デフ、足回り欠品車。
４．車輌運送法等により車検に受からない車輌。（部品交換等で可能なものは除く）
５．未登録の国産車、及び輸入車。
（輸入車の予備検付車輌で翌月末まで予備検査期限のあるものは出品可）
６．ジェットスキー・ボート等の船舶、原付・自動二輪等の単車とその規格に類するもの、及びボート用等のトレーラー。
７．その他、検査員及び IAA の判断により出品を制限することがあります。

第７条（出品票記入方法）
誤解を招く様な紛らわしい、不適切な記入の仕方は絶対にしないで下さい。(クレーム対象)
１．会員番号、会員名、スタート価格、希望価格は必ず記入すること。
（空欄の場合は、出品取消、または流札扱いとなります。）
２．出品コーナーの指定を記入すること。
（空欄の場合は、IAA が指定するコーナーとなります）
３．年式とモデルが違う場合は、必ず出品店記入欄（注意事項欄）に明記すること。
（軽自動車の普通車再登録を含む。年式欄には検査証の初年度登録年を和暦で記入し、出品票にはモデル年式を記入すること。）

４．グレード欄は正規のグレードを記入、パッケージ、記念車、限定車も記入すること。記入なき場合は、「不明」と見なします。
５．車歴表示で、レンタアップ、営業車等は、所定の欄に記入すること。リース車は自家用車扱いとします。記入なき場合は、「自家用」とみなします。
（新車から一度でも上記履歴がある場合は、必ず車歴として記入すること。）
６．標準装備の部品が欠品、及び不良の場合も記入すること。
７．レスオプションの場合は、レスした部品を記入すること。
８．出品票に記入する場合、その部品が不良ならば明記すること。
９．前期、後期、及び前期モデル、後期モデルと記入する場合は、その車輌の年式をベースに、モデルチェンジ、マイナーチェンジした時点を境としてその年に限り前期、後期を区別すること。
10. ワンオーナー車とは、新車登録時から同一使用者名義であることが基本ですが、商品車登録の名義変更はワンオーナーとみなします。ワンオーナー状態の車を移転抹消した場合の最終所有者は古物許可証を有しない者であっても、ワンオーナーとみなします。
11. 出品車輌が、標準乗車定員以外の場合は必ず記入すること。
12. 輸入車、逆輸入車等はディーラー車・並行車（新車並行車とは、新車輸入時に通関証明コピーを有する車輌）、ハンドル位置（左Ｈ・右Ｈ）、及びモデル年式を記入すること。
13. 走行距離の記入は通常、現オドメーターの走行距離を記入しますが、１０万単位の表示の無い車輌（軽自動車等）で１０万ｋｍ以上走行しているものは、その実走行距離を記入すること
14. 走行距離が不明の場合、別表Ｉ参照
メーター改ざん車「＊」
メーター交換車　「＄」
走行不明車　「＃」 を必ず明記すること。
15. 外装色のカラーNo.を記入すること。（色替車の場合は、記入しないこと）
16. 色替車の場合は、色替え記入欄に「色替車」と記入し外装色は現在色を明記すること。不適切な記入はクレーム対象となります。一色⇔ツートンにした場合も色替とします。ただし、Ｆ・Ｒバンパー、プロテクターモールの塗装については色替としません。
17. 車検付車輌の出品で、「自賠責なし」は受け付けません。出品票に記入したままセリを行っても無効となります。（出品店で自賠責を加入していただきます。）
18. コーションプレートのない車輌を出品する場合は、出品店記入欄にその旨を記入すること。（製造時からコーションプレートがない車輌はクレーム対象となりません。）
19. 「新車保証書」及び「取扱説明書」がある場合は、各欄に丸印を記入すること。
（車内には積み込まないで成約後、譲渡書類と一緒に事務局に提出すること。車内に積み込んで、紛失・盗難にあった場合は出品店責任とし、クレーム対象となります。）
20. 名義変更中で出品の場合は、軽自動車に限り出品店記入欄に「名義変更中、ナンバープレート後日」と記入すること。また、プレートNo.記入欄にも「名義変更中」と記入すること。軽自動車以外でナンバープレート後日渡しとなる場合は、出品できません。また、

ナンバープレートの封印が欠品の場合は､出品を保留し封印取り付け後の出品となります。

21. 検査が無い場合は登録ナンバーを記入しないこと。
22. ８ナンバー登録車は登録内容（キャンピング車、放送宣伝車等）を記入の上、装備品欄に欠品、もしくは改造内容等も記入すること。
23. ホワイトボディ乗せ替えについては出品店記入欄に明記すること。
24. 預託済リサイクル料金額欄には、その車輌の預託済金額を記入し、未預託の場合は記入しないで下さい。リサイクル料金とは、リサイクル券のＡ券またはＢ券の預託金額合計額とし、Ｃ券記載の資金管理料金は含みません。
（金額欄空白の場合は、預託済みであっても車輌代金に含む判断になります。）
預託済み金額の記入のあったものについては、預託済としてセリを行ない、計算書にて車輌代金とは別扱いとします。預託金の過剰申告が発覚した場合は、再精算をします。ただし、落札店からの申告は、書類発送後１０日以内とします。
25. 後日送り部品の取り扱いについては、以下の通りとします。
【出品店】⇒
①部品後日渡しは、出品店が IAA に送付先を確認後、１週間以内に直送するものとします。
②送料は全て出品店負担とします。（出品票に着払いの条件を記入されても無効になります。）
③IAA では一切中継しません。IAA に連絡無く送られてきた部品は、“着払い”にて返送もしくは、送料を請求させていただきます。ただし、同じ出品店より２回以上 IAA に送られた場合は、無条件に“着払い”にて返送します。
④“ノーマル部品有り”等の記入の場合は、出品票の書き方にかかわらず上記と同様の扱いとします。
【落札店】⇒
⑤落札店は書類発送後１０日（発送日を含む）以内に申し立ての無い場合、クレームは免責となります。
26. セールスポイント欄の【ユーザー仕入車】の定義と、ユーザー＆初出品コーナーについては、別表Ｖを参照して下さい。

第８条（出品内容の変更、訂正）

出品票、及び出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店は IAA に申告しなければなりません。異なった内容の全責任は出品店が負うものとします。

１．申告は当該車輌のセリ開始２００台前までに IAA に申告し変更・訂正すること。なお、調整室での出品内容の変更は一切受け付けません。
３．元々出品票に記入してある内容を「不明」または「？」に訂正できません。正確な内容が不明な場合は、出品を取り消して下さい。

第 11 条（流れ車）
流れ車はオークション開催週の土曜日の正午までに引き取るものとします。
１．流れ車は開催週の土曜日の正午を過ぎると自動的に再出品となり、再出品手数料を申し受けます。
２．再出品でコーナー、価格変更、及び訂正事項があれば、土曜日の正午までに電話で連絡して下さい。
（再出品の場合、前回の調整価格は無効となりますので、改めて申告し直して下さい。）

第 12 条（落札車）
落札車もオークション開催週の土曜日の正午までに引き取るものとします。したがって、開催週の土曜日の正午を過ぎると自動的に再出品となり、出品手数料を申し受けます。再出品時のスタート及び調整価格の指示がない場合は、出品取消（流札）扱いとなります。

第 13 条（搬入・搬出）
「搬入方法」
１．出品車以外の搬入は厳禁とします。
２．搬入時間を厳守すること。
３．出品票を確認の上、IAA 担当者の指示に従い、出品車置き場に整然と搬入すること。

「搬出方法」
１．IAA は原則として陸送の手配はしません。
４．各出品車の番号札と車輌を確認の上、出庫票に引取者名（出品店または落札店）を記入してから出庫票と番号札を一緒に IAA 係員に渡し、出庫許可を得てから出庫すること。
５．出庫票がない場合は、番号札と IAA の確認印がある引取車輌出庫許可申請書を係員に提出し、出庫許可を得てから出庫すること。
６．出庫の際、IAA の指示によりメンバーズカード、ＩＤカード及び運転免許証等の身分証明書の提示をしていただくことがありますので必ずご用意下さい。
７．出庫の際、現車と出品票を確認して異常の有無をよく調べてください。搬出後の損傷、盗難等に関して、IAA は一切の責任を負いません。
８．搬出時に、IAA の係員が車内及びトランク内のチェックを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
９．オークション当日の搬出は、午後１時以降で、当該車輌のセリ順位終了後となります。

第 14 条（長期残留車、及び放置車輌の罰則と強制処分）
クレーム車等で再出品しない車輌は、早急に引き取りすること。これを厳守しない場合は、「長期残留車」として次のペナルティが科せられます。
７日以上搬出されなかった場合は　10,285 円
以後 7 日を経過する毎　　10,285 円

また、長期残留車、及び所有者不明の放置車輌の場内外における事故損傷、盗難等について、IAA は一切責任を負いません。
※長期残留車及び放置車輌は、一定期間経過した後、強制的に処分します。

検　査　規　定

第１条（目的）
IAA で取扱う出品車の品質表示、取引における良好な市場環境の維持を目的とします。

第２条（出品店義務）
１．出品店は出品規定に基づき出品車の点検を行うものとします。
２．出品店は出品車輌の点検結果を出品票に正確に記入し、その結果について責任を有するものとします。
３．出品店は、IAA の品質検査による見落としがあっても、出品店としての責任を有するものとします。

第３条（IAA による検査）
１．IAA における全ての出品車輌は、IAA の検査員による品質検査を経て出品するものとします。
２．検査員は IAA の検査員資格基準を満たし、認定を受けた者とします。

第４条（評価基準）
評価基準は、次の通りとします。

Ｓ点	登録１年以内で、走行１万ｋｍ以内。無傷、無補修。
６点	登録 3 年以内で走行３万ｋｍ以内。内外装ともほとんど無傷、無補修で加修の必要がないもの。
５点	内外装とも軽微な加修をすることにより、６点に準ずるもの。補修跡が１～２パネルで極めて良好なもの。(内外装評価が、Ａ以上)走行５万ｋｍ以内。
４．５点	内外装とも軽微な加修をすることにより、５点に準ずるもの。ボルト取り付けの外板パネルの交換は１パネルまで。仕上げの良好なもの。キズ、凹みが少々あるもの。走行 10 万 km 以内。
４点	目立つキズ、凹み、錆が数ヵ所あり加修の必要と思われるもの。鈑金塗装済みで、良好なもの。内装に汚れ、コゲ等が少々あるもの。コアサポート、エンドパネル等に小さいシワ、歪みがあるもの。オールペイント済で、良好なもの。走行 15 万ｋｍ以内。
３．５点	大、小の鈑金や加修を必要とするもの。部分的に塗装ボケのあるもの。内装に目立つ汚れ、コゲ等があるもの。コアサポート、エンドパネル等に、損傷、加修があるもの。機関、機構等に軽度の不具合のあるもの。走行不明および改ざんの車輌。
３点	リアフェンダー等の溶接部品を交換したもの。（２パネル以上でも同じ）内外装の状態の悪いもの。塗装が広範囲にボケていて状態の悪いもの。数ヵ所

	に腐食、穴のあるもの。外品サンルーフ等のルーフ改造車。機関、機構等に不具合の大きいもの。色替車（全塗装及び、ボディ部分の腰下部の塗り替え） ※バンパー、プロテクターモールの塗装は、色替車としない。
２点	粗悪車。スクラップに近い状態のもの。
１点	冠水歴車。消火器散布跡車。
Ｒ点	修復歴車。職権打刻車。（一部の外車を除く）
現	事故現状車。　不動車 等。 ※エンジン内部の改造、規格外エンジン乗せ替え、社外ターボ、等の部品を取り付けた車輌。ミッション乗せ替え（ＡＴ⇔ＭＴ），ハイドロ装着、社外エアサス装着、ボディＵＰ車は記入の上、車輌の状態に応じて評価点が入ります。

（内外装補助評価）

Ａ　　気になるダメージのないもの
Ｂ＋　特に加修を必要としないもの
Ｂ　　軽微な加修を必要とするもの
Ｂ－　加修を必要とするもの
Ｃ　　大きな加修を必要とするもの

（検査表記記号）

Ａ・・・・キズ
Ｕ・・・・ヘコミ
Ｗ・・・・補修跡
Ｓ・・・・錆
Ｃ・・・・腐食
Ｘ・・・・交換要す
ＸＸ・・・交換済
ＢＰ・・・鈑金・ペイント

第５条（品質基準）

IAA は、修復歴車、冠水車、接合車、改造車等の品質基準を次のとおりとします。

１．修復歴車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。

・サイドメンバー、及びクロスメンバーが破損したもの、及び交換、修正したもの。
・主柱が狂っているもの、及び交換、修正したもの。
・インサイドパネル（インナー）を交換、修正したもの、または要するもの。
・ルーフを交換したもの。
・フロア、トランクフロアの交換、修正したもの、または要するもの。
・その他、IAA にて修復歴車に該当すると判断したもの。

２．冠水車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。
・水害や浸水により、水または泥等が室内に流れ込み冠水したもの。
・IAA が冠水車、及び冠水車の疑いと判断したもの。
３．接合車とは、通称ニコイチ（２台以上の車輌を接合して作った車）で、部分的な中古部品の交換は可。（IAA 判断による）
４．改造車とは、次のいずれかに該当する車輌とします。
エンジン内部の改造､規格外エンジン乗せ替え､社外ターボ等の部品を取り付けた車輌。ミッション乗せ替え（ＡＴ⇔ＭＴ）、ハイドロ装着、社外エアサス装着、ボディＵＰ車等。（IAA 判断による）

第６条（検査結果の尊重、維持）
IAA の検査員が行った検査結果及び評価点は IAA の検査員以外のものが訂正・抹消することはできません。なお、出品票の記載事項を改ざんした者は厳重処分とします。

クレーム規定

第１条（目的）
この規定は、IAA に出品される出品車に於いて発生する品質問題について、これを建設的に解決し、オークションの公益性と秩序の維持をはかることを目的とします。

第２条（方法）
１．問題の解決にあたっては出品店、落札店双方の規定に基づいた前向きの理解と協力によることを第一の方法とします。
２．解決にあたっては IAA が仲介し、規定に定められた範囲により調停を図るものとします。
３．出品店、落札店双方に理解度、協力度が不足することにより解決が難航するときは、IAA が総合的な判断をもって裁定を行います。
４．IAA が裁定した結果には、出品店、落札店双方ともこれに従っていただきます。
５．IAA の裁定に従わぬ場合は、オークションへの参加制限、参加停止等のペナルティを科すものとします。

第３条（落札店義務）
落札店は、出品車輌を落札し購入する際に十分な下見を行って下さい。各外部端末からの落札においても、各種下見サービス等を利用し、車輌確認を行って下さい。また、落札後もクレーム申告期限内に落札車輌が出品票と相違がないことを確認し、クレームの場合は IAA を通して申告して下さい。その際、IAA からの依頼に対して、１週間以上落札店からの連絡がない場合、あるいはキャンセル決定後、１週間以内に当該車輌が IAA に到着しない場合は、特別な事由を除いてノークレームとなることがあります。
なお、出品店、及び前名義人に迷惑がかからぬよう、名義変更完了前の走行使用、陸送（自走による移動）等については管理を徹底して下さい。
１．「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別処置法」『自動車ＮＯＸ・ｐｍ法』を適用される車輌が出品されていますが、地域により適用の有無がありますので、落札しようとする際には十分注意して下さい。落札店からのクレームは受け付けません。
２．８ナンバー登録車（キャンピング車、放送宣伝車等）は各陸運支局により基準が異なるため、装備品に関するクレームは免責とします。
３．保証書及び後日部品（リモコン、キーレス、ナビロム等）に関して、書類到着後も未着の場合は速やかに申告して下さい。書類発送後１０日で免責となります。作動不良の後日送り部品のクレーム申告期間は現物発送日を含む５日以内とします。
４．名義変更完了前に走行使用し、出品店に駐車違反、めいわく駐車、スピード違反、車輌放置など警察から旧名義人への呼び出し、その他の問い合わせ等の迷惑等が発生した場合、｛ペナルティ５万円＋IAA が認めた実費｝を落札店に請求します。
５．検査付車輌で現車にナンバープレートがついていなかった場合の申告は、搬出するまで

とします。その期間を過ぎてからの問い合わせでプレートが無かった場合は、落札店にて処理していただきます。

６．落札店は付随して入手した（譲渡書類・自賠責保険・保証書・点検記録簿・その他記載の）一切の個人情報を移転登録等、IAA の認めた適正な目的以外に使用しないものとします。

第４条（クレーム処理基準）

クレーム、及びトラブルの申立の受付、及び処理基準は次の通りとします。

１．クレーム等の受付期間は開催日を含む６日以内（開催翌週の月曜日午後５時まで）としますが、内容により受付期限が異なるものがあります。また、出品店への連絡は受付後速やかに行いますが、電話等で連絡がつかない場合は、連絡がついた時点で受け付けしていただきます。

（クレーム期間の延長は行っておりませんが、後日送り部品等でクレーム期間内に確認出来ない場合は、後日部品発送後５日以内の受付とします。）

２．クレームの処理は部品供給、相応の値引きをもって解決することを基本としますが、契約の解除（キャンセル）で処理する場合もあります。

３．クレームの内容がメーカー保証の範囲内の場合は、メーカー保証にて処理していただきます。ただし、保証書の名義変更に手数料を要する場合、出品店は手数料の一部を落札店に支払うものとします。

４．輸入車及び事故修復歴車は、基本的にはノークレームですが、エンジン・ミッション・デフの本体と、輸入車は評価点Ｒ点修復歴車になる場合には受け付けます。

（出品制限車や出品票の書き間違い等もクレーム対象とします。）

５．事故等で、エアバックの作動済は明記して下さい。記入のない場合は欠品扱いとなり、クレーム対象となります。

（出品票に表示していない場合でも、エアバック標準装備の場合はクレーム対象となります。）

６．盗難等による消火器散布車は１ヶ月以内の受付で落札店よりキャンセル出来るものとします。

（出品制限車ではありませんので、出品票で申告することにより出品できます。）

キャンセルの場合、陸送代とキャンセルペナルティの支払とし、加修費等の支払は発生しません。

７．商談での落札は、エンジン・ミッション・デフの本体、評価点Ｒ点修復歴車になる場合には受け付けます。

（出品制限車や出品票書き間違い等もクレーム対象となります。）

８．P/W、P/S、オーディオ、マフラー、触媒、ショック（特殊サス・ショックは除く）の不良については、搬出するまで（開催週の土曜日の正午まで）の受付とし、登録３年未満で、走行距離６万ｋｍ以内の車輌とします。

９．A/C（IAA 指定部品）、オルタネーター、サンルーフ、パワーシート、スターターモータ

ー、電動カーテン、特殊サス（TEMS・エアサス等）、純正ナビ本体等の不良については、登録５年未満で、走行６万ｋｍ以内の車輌とします。

10. 標準装備品の欠品、不良及び外品、規格外装備品などで明記してない場合。
（ただし、免責金額を超えるもの。）
11. レスオプションで、レスした部品を記入していない場合。
12. 内外装（ガラス含む）のクレームは免責ですが、オークション終了後１時間以内、かつ検査員の確認で評価に違いが生じる場合（Ａ→Ｂ・Ａ→Ｃ）のみ受け付けます。
13. 色違いのクレームは、オークション当日（終了後１時間以内）で、カラーNo.記入の場合は、カラーNo.を優先します。
14. 年式とモデルが違う場合。
15. 自家用・リース以外で車歴表示がされていない場合。
（レンタアップ・営業車・特殊用途車等、新車から一度でも履歴がある場合は、必ず記入すること。未記入の場合は、自家用とみなしますので、注意願います。）
16. 積算計の不良は、開催日を含む６日以内（開催翌週の月曜日午後５時まで）の受付で落札店よりキャンセルペナルティ、加修費等の支払いは発生しません。
17. 出品票に正しく記載すべき事項が記載されていない場合や、誤解を招くような不適切、紛らわしい書き方をした場合。（IAA 判断）
18. ドア、形状の書き違いはオークション当日（終了後１時間以内）の受付とします。
Ｖ⇔W等の場合は、５日以内（開催翌週の月曜日午後５時まで）とします。
19. 検査付車輌でオークション終了時に現車にナンバープレートがついていない場合は、落札店からの申告により、オークション当日（終了後１時間以内）のみ無条件キャンセル（ノーペナルティ）を受け付けます。ただし、軽自動車で出品票に「ナンバープレート後日渡し」と記入している場合を除きます。
20. 検査期限の書き違い（書類発送後１０日以内）
①軽自動車・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ヶ月　3,000 円（消費税別）
②小型車（５・７No.）、小型貨物車（４No.）・・・・・１ヶ月　5,000 円（消費税別）
③普通車（３No.）、普通貨物車（１No.）・・・・・・・１ヶ月　6,000 円（消費税別）
（６ヶ月以上異なる場合と、残り月数が６ヶ月未満になる場合は、落札店よりのキャンセル可）
21. 保証書の有無（書類発送後１０日以内）
落札店より保証書未着または内容不備の申告があった際には、IAA から出品店への連絡日を起算日とし、出品店が１５日以内に発送できない場合は、クレーム対象とします。
①保証期限内の車輌　「新車保証書」とは別表Ⅱ参照
３万円～１０万円（消費税別）の範囲内で落札金額の３％を目安とします。（落札店よりキャンセル可）
②保証期限切れの車輌
１万円～５万円（消費税別）の範囲内で落札金額の３％を目安とします。（落札店よりキャンセル可、ただし、落札金額１５万円以下はキャンセル不可）

22. 評価４点以上の車輌で骨格部位のダメージ（修正跡・損傷等）により、評価点が３点以下に下がる場合は、クレーム対象になります。
23. コアサポート・エンドパネル等のダメージ（修正跡・損傷等）は、評価点４．５点以上の車輌でオークション当日（終了後１時間以内）の受付とします。
24. フェンダー・ボンネット・ドア等のネジ止め部品の交換は、評価点５点以上の車輌でオークション当日（終了後１時間以内）の受付とします。
25. 色替車の記載がない車輌は評価点に関係なくクレーム対象になります。
26. 車台番号違いは、IAA にて支障有りと認める場合はクレーム対象とします。
27. コーションプレート欠品は登録１０年以上、走行１０万ｋｍ以上であってもリスト記載がない場合はクレーム対象とします。（ただし、搬出時の確認は必要とします。）
28. 修復歴の事故検査内容違いは免責ですが､次の項目の未記入はクレーム対象となります。ルーフ交換・サイドメンバー交換（一部交換は、IAA 裁定による）・フロア交換・ダッシュパネル交換。
29. 契約の解除（キャンセル）を伴う重要クレームは、別表Ⅲに定めます。
30. その他、出品規定、検査規定等で定めた事項にそぐわない品質状況が認められた場合。

第５条（免責）

次の行為、及び項目に該当する場合は免責としクレームは受け付けません。ただし、IAA が免責不相当と認めた場合は、この限りではありません。

１．クレーム申し立て前、または申し立て中に第三者へ転売した場合。（オークション会場での成約も含む）
２．クレーム申し立て前、または申し立て中に加修、修理、名義変更（書類への書き込みも含む）等をした場合。
３．クレーム代金（主要部品の価格）が２万円以下の場合。
４．落札金額が１５万円以下の車輌。
（出品制限車やリスト書き間違い等は、クレーム対象となります。）
５．初年度登録より１０年以上経過した車輌。
※ただし、落札金額１００万円以上の場合は、エンジン・ミッションと事故の有無、さらに出品制限車やリストの書き間違い等はクレーム対象とします。
６．走行１０万ｋｍ以上の車輌及び走行不明車、改造車。（事故の有無はクレーム対象）
※ただし、１０万ｋｍ以上の車輌で落札金額１００万円以上の場合は、ミッション本体のみ、搬出するまで（開催週の土曜日の正午まで）の受付とします。
７．改造車。（事故の有無、出品制限車やリストの書き間違いはクレーム対象とします。）
８．同一車輌で 2 回目以降のクレーム申し立て。（受付期限の異なる内容の場合を除く。ただし、クレーム期限の（短）→（長）の場合のみ。）
９．純正以外の部品。（セールスポイント、及び出品店記入欄記載を除く）
10. 内外装のキズ・ヘコミ・損傷。
※ただし、クレーム処理基準第４条 12 項の場合を除く。

11. 出品車輌に付随されて落札されたもの（ジェットスキー・ボート等）。
12. 日本国外に輸出された車輌。（いかなる理由でも、クレームは受け付けません。）
13. ＴＶ・オーディオ・エアサスキット等で、出品票に記入のない場合の盗難及び不良。

第６条（事実の確認）

クレーム処理を公正に行うために、IAA は事実の確認を独自の方法で行います。

１．IAA に車輌を引き取った上での確認。
２．その他の方法による確認。
３．事実の確認に要した費用は、クレームが事実の場合は、出品店負担とし、事実でなかった場合は、落札店負担とします。（IAA 判断）ただし、見積もり等にかかる費用は、落札店負担とします。
４．クレーム内容（申告後の見積もり等）について、IAA が虚偽と判断した場合、ノークレームとします。

書類名義変更規定

第１条（書類の決裁）

２．落札店は、検査付車輌の書類を受領した後、当該オークション開催日の翌月末まで、または名変期限が指定されている場合は指定日までに名義変更手続きを完了し、速やかに名変後の検査証のコピーを AS を通じ IAA に提出して下さい。

第２条（書類の完備）

１．書類期限について、印鑑証明書、委任状、その他名義変更に必要な書類の有効期限は原則として、オークション開催日の翌月末まで必要とします。

２．出品票に名変期限を記入しているものは上記の限りではありませんが、オークション開催日の翌日を起算日として２１日以上（翌々々週の水曜日まで）の書類期限は最低必要とし、それより短いものについては出品票に記入しても無効とします。落札店において書類期限を切らした場合、出品店は差替えする義務を負うこととしますが、それに要する日数について落札店よりの苦情は受け付けません。

３．出品票に名変期限を記入していない場合で、セリ終了後に出品店からの期限不足承諾の依頼を落札店が了承した時に限り、出品店は譲渡書類の引渡をすることができます。この場合、早期名変ペナルティとして出品店より 2 万円を徴収し、落札店に支払うものとします。

４．検査付出品車輌で、検査満了日の翌日まで有効の自賠責証券の添付されていないものはリストにその旨を記入しても無効となり、書類を受け付けません。（出品店にて加入していただきます。）

５.オークション開催日の翌々月１日より車検有効期限の短い普通車を検査付で成約した場合、継続検査用納税証明を添付すること。

（名変期限付出品であっても同様とし、添付の無い場合は書類不備の扱いとします。）

開催日と同年度内に検査期限が満了する車輌につきましては、原則として継続検査用納税証明の添付をお願いします。ただし後日、請求後の提出は可能とします。継続検査用納税証明書の請求受付は、車検満了日の１ヶ月前より開始します。落札店より請求があった際には、IAA から出品店への連絡日を起算日として、１０日以内に提出することとします。到着日が１１日目以降になった場合は、納税証明提出遅延ペナルティとして１万円を請求します。（以降、１０日ごとに１万円加算）

納税地以外での発行、取得は時間がかかると予想されますので、出品店には請求後の迅速な対応、落札店には、あらかじめ余裕を持った請求をお願いします。

６．名義人死亡書類、名義人破産（裁判所判定許可申請付書類・法人解散後清算を結了している場合）、W移転書類（いずれも抹消書類は除く）は出品不可とし、書類は受け付けません。成約後に判明した場合は、一旦出品店名義に変更していただきます。

（落札店よりのナンバープレート回収が必要となる場合は、落札店の了解を必要とします。）

万一出品店名義への名変が不可能な場合は、１０万円のペナルティで落札店に書類を受け取って頂くことになります。その際、不備がでましても落札店名義に変更することが可能な書類を早急に揃えることでご了解のほどお願いします。上記ペナルティは、書類遅延ペナルティとは別にお支払いします。

７.検査なし出品にもかかわらず､移転登録用譲渡書類が出品店より届く場合がありますが、抹消謄本が原則であり、書類不備として受け付けません。
（検査なし出品車のナンバープレート外し忘れには、ご注意ください。）

８．法人名義の自賠責保険の譲渡証は必要に応じて、出品店に請求します。その場合、出品店は速やかに手配し、IAA まで送付して下さい。

９．書類の落札店への送付は、代金精算日（銀行振込確認日）の翌日の発送となります。ただし、成約車の書類が未着（一部不備を含む）の場合は、落札車の書類の発送は致しません。

10. 他府県登録のみ有効となる委任状は、原則として受け入れません。
（ただし、落札店が該当する登録地域でない場合は例外とします。）

11. 事業用ナンバー（緑ナンバー・黒ナンバー)、及び広報車・緊急車輌等の登録のままでの出品はできないものとし、出品店に自家用の登録をしていただきます。
（但し、抹消している場合は除きます。）

12. 自賠責保険の使用の本拠が沖縄県や離島等で保険料が本土と違う場合は、車輌の本土内移転登録の完了後、差額を出品店負担とし、落札店にて自賠責保険を本土で使用可能な状態にしていただきます。

13. 預託済リサイクル料金額が申告されている車輌は、預託証明書（リサイクル券）を添付すること。(添付のない場合は、書類不備とします。)
（預託済であることを確認した押印、シール貼付は預託済とします。）

14. 現状レンタカー登録のままでの出品は可能です。移転登録、抹消登録ともに通常の手続きで可能ですが、同管轄内での移転登録の場合においても、登録番号の変更が必要になりますので、ご注意願います。

第４条（抵当権設定車輌）

抵当権設定車輌、または差押え等の事実が成約後に判明した際には、出品店責任ですべての費用を負担し、抵当権または差押え解除の処理をすることとします。また、IAA から出品店への連絡日を起算日として５日以内に処理ができなければ､下記の書類遅延ペナルティが発生します。また、落札店の選択によりキャンセルもできます。
（契約解除を伴う重要事項のクレーム 別表Ⅲ）

第６条（差替えペナルティ）

書類の期限を切らして差替えをする場合は、次の通りのペナルティとなります。

３．書類紛失・盗難による一式再発行や書き損じによる書類差替えには、IAA の判断によりペナルティ金額を別途設定します。

第７条（プレート手数料）
検査なし車輌で現車にプレートがついたまま落札店に届き、落札店が抹消を希望する場合、出品店よりプレート手数料として 5,000 円（消費税別）を徴収します。

第８条（名義変更届出）
１．落札車輌の名義変更は開催日の翌月末まで、もしくは翌月末より短い期日がある場合、その指定日までに完了し、名変コピーを速やかに IAA へ送付して下さい。
２．名変期限が翌月末より短い車輌（期限付出品車輌）を落札した場合、出品店の申告期限内に名義変更が完了していなければ名変遅延ペナルティの対象となります。
４．郵送もしくは、ＦＡＸにて名変コピーを送付される場合は、オークション開催日、回次、出品番号を送り状、または名変コピーに必ず記入して下さい。記入がない場合は受入できないことがあります。
５．軽自動車の転入手続きに際しては、軽自動車変更（転出）申請書を所轄市区町村に提出し、前所有者・使用者に税請求が発生しないようにして下さい。
６．出品店は、受け取った名変コピー記載の個人情報を IAA が認めた適正な目的以外に利用しないこととします。又、取扱いには充分注意して下さい。

第１０条（名変遅延ペナルティ）
１．落札車の名義変更が翌月末より遅れた場合、遅延ペナルティとして２万円を徴収します。出品票に翌月末より短い名変期限を記入しているものについては、その期限内に名変されていない場合は、１万円を申し受けます。ただし、著しく書類の到着が遅延した場合や、一部不備等の原因があった場合には、差替えペナルティもあわせて、IAA の判断により徴収する金額を変更する場合があります。
２．軽自動車の名義変更後のコピーが入手できないと IAA が判断した場合は、さらに１万円を追徴します。
３．２月開催以前（または、３月開催のオークションで３月中に名変期限の条件付）の落札車の名義変更が３月末までにできなかった場合、年度越えペナルティとしてさらに １万円を徴収します。

第１１条（各種ペナルティの差額）
各種ペナルティには金額に違いがあることを理解していただき、出品前に自社名義に変更する等注意して下さい。
※前月の落札車を今月に名変期限付出品される場合に、最終落札店が名義変更を遅延した時は、受け取りと支払いのペナルティ金額に差額が生じることがありますが、IAA ではペナルティの差額に対して補填は行いません。

第１３条（還付請求）
IAA では、指名債権譲渡証等の自動車税還付委任状を受け付けしません。自動車税還付委任状の取り扱いは、各自治体により受付方法が異なります。出品店は注意して自ら自動車税還付の手続きを行って下さい。

第１４条（自動車税の未納）
１．名義変更が完了し、出品店への自動車税返金後に自動車税の未納が判明して落札店で継続検査を受ける事ができなかった場合、自動車税未納ペナルティとして１万円を出品店から徴収し、落札店に支払います。
２．継続検査時に自動車税の未納、滞納があった場合、落札店は IAA 承諾の上、代理納付も選択できるものとします。その際出品店は IAA の裁定に従うものとします。
※落札店におかれましては、継続検査前に納税確認をしていただき、未納の場合には申告していただくことにより、出品店においての自税納付の促進をおこないます。

第１５条（登録識別情報制度の対象書類について）
１.提供済みの場合
登録事項等証明書（現在登録証明）コピー又は、「自動車検査登録情報提供サービス」閲覧画面印刷
２．未提供の場合
登録識別情報が記載されたＯＣＲシート又は、登録識別情報制度端末画面印刷を名変書類に添付することを必要とし、添付なき場合は、書類不備となります。

※情報の記載相違により登録が出来ない場合出品店は、申告があった際は速やかに情報の提供を行なわなければならないものとします。
（口頭での受付は不可。書面での提出のみとし、ＦＡＸでも可。）
この場合、ＩＡＡから出品店への連絡日を起算日として、ＩＡＡへの連絡までの日数と、オークション当日から当初書類がＩＡＡに入庫した日までの合計日数が９日以内でなければ、書類遅延ペナルティの対象となります。万一、名義変更期限を越えた場合、名変遅延・書類差し替え等のペナルティは発生しないものとします。

別表Ⅰ

走行不明「＊」「＄」「＃」マークについて

メーター改ざん車「＊」マークとは
・過去の点検記録簿、走行管理システムなどによって走行メーターが巻き戻されていることが確認できる車輌を「改ざん車」とします。
・出品申込書には過去の点検記録簿、走行管理システムなどで判明した改ざん前の走行距離を備考欄などに記載し「改ざん車」と明記する。

メーター交換車「＄」マークとは
・ディーラーにてメーターを交換された事を証する記録簿などの書面が確認できる車輌を「メーター交換車」とします。
上記の書面には、メーター交換を行った日付・交換前の走行距離が記載されていることが必要となります。
・出品申込書には備考欄などに「日時」・「営業所名」・「交換時の走行距離」を記載し、「メーター交換車」と明記する。※出品申込書の走行欄には、合算距離を記入します。
・交換を証明できない車輌・中古メーターは「改ざん車」とみなします。

走行不明車「＃」マークとは
・上記「改ざん車」・「メーター交換車」以外で記録がなく、推定できる根拠がない車輌を「走行不明車」とします。
・ただし、後日メーター改ざんが判明した場合はクレーム対象となります。
※クレーム期間は１ヶ月、ノーペナルティキャンセルのみ受付とします。
・出品申込書には備考欄に「走行不明車」と明記して下さい。

タコグラフ装着車の取り扱いについて
・車輌総重量 8 ﾄﾝ未満のタコグラフ装着車については、記録簿等の書面で交換を証明出来ないものは「走行不明車（＃）」として扱います。
・出品申込書の注意事項欄に「タコグラフ装着車」+「メーター不明車（＃）」と記入し、走行距離欄には（＃）マーク及び、ＯＤＯメーター表示の記入が必要になります。
但し、メーター改ざんが判明した場合クレームとして受理します。
・タコグラフの製造年月日が、該当車輌の登録年月日より新しく、且つメーター交換を書面で証明できない場合、メーター改ざん車とします。

別表Ⅱ

「新車保証書とは」

①新車ディーラーが発行しており、保証期間内においては、保証継承できるもの。もしくは、保証書として通用するもの。

②車台番号が記入してあり、どの車輌に対して発行されたものであるかが明らかであること。

③正式に保証継承がなされている場合で、さらに次の継承が可能な状態（保証書期間内において）であれば新車保証書とみなします。

④１・３・６ヶ月点検等の欄は、白紙でもかまわないが、保証書欄は、白紙であったり、欠落してないこと。

{注意点}

●車検時の点検記録簿（1 枚もの）や、ディーラー中古車発行の保証書やメンテナンスノートに関しては、保証書付きとはみなしません。

●残存保証期間に関しては一切問いません。メーカー保証が有効か無効かについては、落札店で判断していただきます。

●保証書、取説等ありと出品票で申告した場合、現車には絶対積み込まずに、直接 IAA へ書類と一緒にお送りください。万一、現車に積み込まれていた場合で、紛失、盗難にあった際は、出品店責任とし、クレームの対象とします。

●保証書の不備、もしくは届かないというクレームの受付期限は、書類発送後１０日間（発送日を含む）とし、それ以後は免責とします。
落札店より上記内容についてのクレーム申告があった際には、IAA から出品店への連絡日を起算日とし、出品店が１５日以内に発送できない場合はクレーム対象として処理します。

●落札した書類が到着した際には、保証書の有無、車台番号等の内容チェックを忘れずにお願いします。

別表Ⅲ　契約の解除を伴う重要事項のクレーム

	クレーム内容	受付期間	クレーム処理基準
1	盗難車、差押え、抵当権設定車、車台番号改ざん車、法的問題車等	無期限	・ペナルティ 10 万円 ・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
2	接合車	ＡＡ開催日より 6 ヶ月以内	
3	冠水車	ＡＡ開催日より 6 ヶ月以内	・ペナルティ　5 万円 ・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
4	年式、検査の有無、車歴(レンタ・営業車等）の書き間違い	書類発送後 10 日以内	・ペナルティ　2 万円 ・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用
5	ＰＳ、ＰＷ、ＡＣ、ターボの有無、シフト違い、車名違い、駆動違い等	ＡＡ開催日含む 6 日午後 5 時まで	・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用
6	型式違い（型式に『改』がつく場合)、コーションプレート違い、特殊用途（キャンピング、放送宣伝車等）腐食等で車台番号が確認できない、V⇔W の書き間違い及び変更登録未記入	書類発送後 10 日以内	・ＡＡ手数料　10,285 円 ・陸送費用
7	修復歴車、溶接部品交換・改造車、積算計の不良、登録遅れ、モデル違い、型式違い、(車種、グレード、排気量等が相違する場合）ドア形状の書き間違い	ＡＡ開催日含む 6 日午後 5 時まで	・ＡＡ手数料　10,285 円 ・陸送費用
8	乗車定員変更及びバン形状の二人・三人乗り等（未記入の場合）	書類発送後 10 日以内	・ＡＡ手数料　10,285 円 ・陸送費用
9	消火器散布車 ミッション乗せ替え(ＡＴ⇔ＭＴ）	ＡＡ開催日より 1 ヶ月以内	・ペナルティ　2 万円 ・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用
10	オドメーター改ざん・交換車	ＡＡ開催日より 6 ヶ月以内	・ペナルティ　5 万円 ・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
11	オドメーター交換車(社外メーター又は現車を目視にて判別可能と IAA が認めた場合）で、走行距離が変わらない場合	ＡＡ開催日より 1 ヶ月以内	・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用

12	オドメーター交換車(社外メーター又は現車を目視にて判別可能と IAA が認めた場合）で、走行距離が変わる場合	ＡＡ開催日より１ヶ月以内	・ペナルティ　5 万円 ・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用、加修費用 ・その他損失利益を除く実費
13	走行不明車（＃）がメーター改ざん車（*）であった場合	ＡＡ開催日より１ヶ月以内	・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用 ・値引き無し
14	グレード違い（限定車、記念車、パッケージ等含む）	書類発送後 10 日以内	・ＡＡ手数料　20,571 円 ・陸送費用

※上記４で､落札車輌の年式が出品票記載の年式より高年式であり何ら支障が考えられない場合、IAA の裁定により受付できない場合があります。

※上記 14 で、落札車輌のグレードが出品票記載のグレードより上級グレードであり何ら支障が考えられない場合、IAA の裁定により受付できない場合があります。

※陸送費用、加修費用、その他実費は、IAA が裁定した金額の範囲内とします。

※タイミングベルト､オイル交換等ステッカーによる走行距離違いのクレームは受付しておりません。

※初年度より１０年経過、走行１０万ｋｍ超（走行不明車含む）の車輌については、基本的にノークレームとさせて頂いておりますが､誤記入等による不備についてはその限りではありません。

※上記 10 において、IAA より送付した書類・記録簿・保証書等にてクレームが判明できた場合の受付期間は、書類送付後１ヶ月以内とする。

※上記 1・2・3・4・9・10・12 のペナルティ金額は、落札金額が 20 万円以下の車輌については、半額とします。また、リユースコーナーは、陸送費用以外の経費は免責とします。

別表Ⅳ

リユースコーナー

出品対象車：
低年式・多走行・低価格車等で自走可能な車輌。
１０万円以下で売り切っていただける車輌。
輸入車・走行不明車は出品出来ますが、IAA の判断により欠品部品多数とみなした場合の現状車輌は出品不可。

出品方法：
オークション出品票の希望ブロック欄の「リユース」を指定してください。
その時、調整金額を１０万円以下でご記入ください。
調整価格の未記入で調整室にも来られない場合は、応札が１０万円を超えれば売り切らせていただきます。

クレーム：
出品票の記載事項の相違、メーターダウン車、冠水の未申告、抵当権設定車法的問題車等についてのみ受付けます。
内外装・装備関係・機関関係等はノークレームとします。
（保証書・取扱説明書・付属品はクレーム有り）
ただし、IAA が免責不適当と認めた場合は、この限りではありません。
書類遅延・差替え・名変遅延・交通違反や旧名義人への迷惑行為によるペナルティは通常通りとします。

別表Ｖ

◎セールスポイント欄の【ユーザー仕入れ車】と、ユーザー＆初出品コーナーへの出品条件について

【ユーザー仕入車】及びユーザーの定義

①ユーザーから仕入れた車輌。

＊オークション流札車（当日キャンセル含む）は可、AA 仕入れは不可。

②ユーザー名義（使用者欄）になってから３ヶ月が以上経過していること。

（８月１０日ユーザー名義→１１月１０日以後のＡＡ出品時は可）

*但しユーザー名義で新車登録の場合は３ヶ月経過していなくても出品可能です。

（８月１０日にユーザー名義で新車登録→１１月１０日以前でもＡＡに出品可能）

③ユーザー名義から自社名義に変更している場合、自社名変後３ヶ月以内であること。

（８月１０日自社名変完了→１１月１０日までのＡＡ出品時は可）

④ユーザー仕入れ後抹消している場合の、抹消後の経過期限は設定しておりません。

⑤名変期限付き出品は可とする。（最低必要期限については、ＡＡ規定に準ず）名変中出品も可とする。（ナンバープレート、封印については、ＡＡ規定に準ず）成約後の抹消も可とする。（移転抹消も可）

＊上記ユーザー買取を証明するものとして、出品店はユーザー名義時の車検証コピーの保管をお願いします。（特に軽自動車）後日、ＩＡＡより出品店に照会させていただいた際に、車検証コピーの提示が 不可能な場合はクレーム対象となりますのでご注意ください。

＊①～⑤の定義に合致している場合のみセールスポイント欄の【ユーザー仕入車】に〇印をつけることができまた、下記【初出品車】と区別することができます。

初出品車の定義

過去３ヶ月間オークション出品歴の無い車輌。

（８月１０日オークション出品→１１月１０日以後のオークション出品時は可）

【ユーザー仕入車】及び買取・下取・初出品コーナーに関するクレームについて

受付期限：書類発送後１０日以内とします。

処理　　：キャンセル時ペナルティ（3 万円）＋ＡＡ手数料（２万円）＋キャンセル陸送代
または、値引き５万円（税別、ただし成約車輌価格を上限とする）
上記に関しては、落札店により選択できるものとする。

別表Ⅵ

現状車輌（不動車）について　（現状コーナにて出品）

外装の損傷が大きい事故車および不動車、フォークリフトで移動可能な車輌が出品できます。
事故現状・不動車でオドメーターの表示不良車・欠品車も走行不明車として出品可能です。
また、冠水車も出品可能です。ただし、冠水車の申告は必要です。（未申告はクレーム対象）

『現状車輌』の定義：
外装の損傷に伴い、IAA の検査基準で事故車となるもの、または機関・機構の不良および損傷等に伴い不動車となるもの。
出品店の申告で IAA が事故現状または不動車と認めた車輌。
冠水、事故の破損、または電気系統トラブル等によるオドメーターの表示不良車および欠品車。
その他、IAA が事故現状車・不動車と判断した車輌。

出品対象車条件
①車輌として必要最低限の装備、エンジン・ミッション・ハンドル・ブレーキ・タイヤ等に欠損が無く、自力またはフォークリフトによって移動可能なこと。
（ただし、フォークリフトによる移動の際に生じる破損については出品店・落札店ともノークレームとする。）
②車台番号は判読可能なこと。また、車検付車輌はナンバープレートがあり判読可能なこと。
③事故現状・不動車のオドメーター表示不良車・欠品車は走行不明車として出品可能です。
④譲渡書類が完備できること。
⑤損害保険請求中等、係争中でないこと。
⑥危険車輌、法的問題車、抵当権付車輌でないこと。

検査
検査は、行いません。また、出品店記入欄、セールスポイント欄はすべて IAA にて消去させていただきます。（オドメーターの欠品は表記します）
ただし、IAA の判断により出品店申告内容を表記したままの方が好ましいと判断した場合は、この限りではありません。
評価点は「現」・冠水歴車は「１」とします。

出品方法
出品票の希望ブロックにて指定して下さい。

搬入
搬入は、オークション開催日（水曜日）を除く、午前９時３０分より午後５時まで
とします。
搬入場所は、車輌搬入口の係員の指示に従ってください。

搬出
自走可能車は、通常搬出ルールに同じです。
不動車の搬出時間はオークション翌日以降の、午前９時３０分より午後５時までとします。
（オークション当日は搬出不可）
また、不動車の搬出の際はセーフティローダー（４トン車まで）・平ボディー車にて引取り願います。ただし、開催週の土曜日の正午までに搬出されなかった場合は、自動的に再出品となりますので、十分に注意して下さい。

クレーム
出品票の記載事項の相違、メーターダウン車・冠水の未申告、抵当権設定車、法的問題車等についてのみ受け付けます。
内外装・装備関係・機関関係等を含め一切ノークレームとします。
ただし、IAA が免責不適当と認めた場合はこの限りではありません。
書類遅延・差替え・名変遅延・交通違反や旧名義人への迷惑行為によるペナルティは通常通りとなります。

その他
・事故及び電気系統トラブルによるオドメーター表示不良車･欠品車については走行不明にて出品可能です。この場合、現メーター表示も不明な場合がありますのでご注意下さい。
・フォークリフトによって移動または積み込みする場合、十分注意をしますが、出品車輌及び積載車輌の一部を破損させる可能性があります。この場合についてもクレームは受け付けしませんのでご了承願います。
・ガラス欠品車等の降雨による被害については免責事項とします。